

概況

【事業所調査】

事業所調査においては、民間事業所における障害者の実態を把握するため、従業員規模5人以上の民営の事業所を対象として調査を行った。(今回の調査においては、精神障害者の雇用支援策の充実を図るため、精神障害者の雇用の実態を詳細に把握することとし、身体障害者及び知的障害者と同様な調査を行った。)

事業所調査の回収数は、5,007事業所(回収率71.5%)であった。

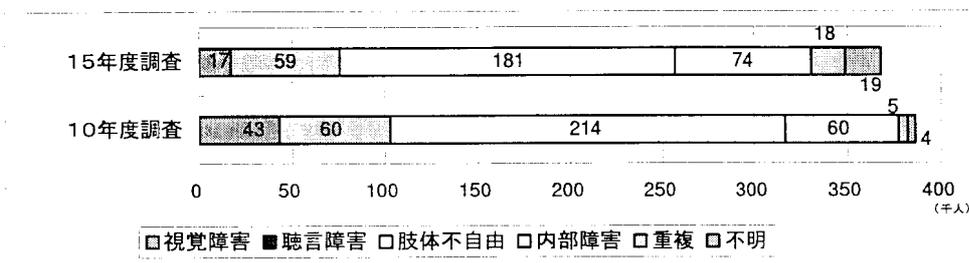
1 身体障害者の雇用について

(1)雇用身体障害者数

平成15年11月時点で従業員規模5人以上の事業所に雇用されている身体障害者は、36万9千人である。これは、平成10年度調査時と比較すると、6.8%減である。

障害種類別にみると、肢体不自由者が18万1千人で49.1%を占め、次いで、内部障害者が7万4千人(20.1%)、聴覚言語障害者が5万9千人(16.0%)となっている(図1)。

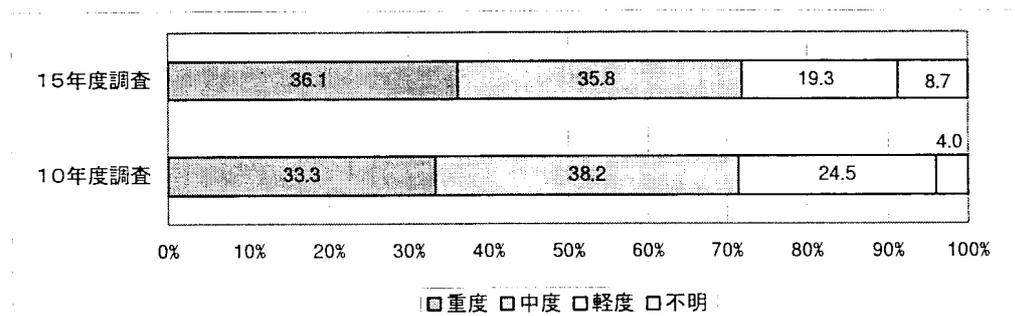
図1 障害の種類別身体障害者雇用状況



(2)障害の程度別

障害の程度別でみると、重度障害者(身体障害者障害程度等級表の1・2級に相当)が36.1%を占め、次いで中度(同3・4級に相当)が35.8%、軽度(同5・6級に相当)が19.3%となっている。(図2)

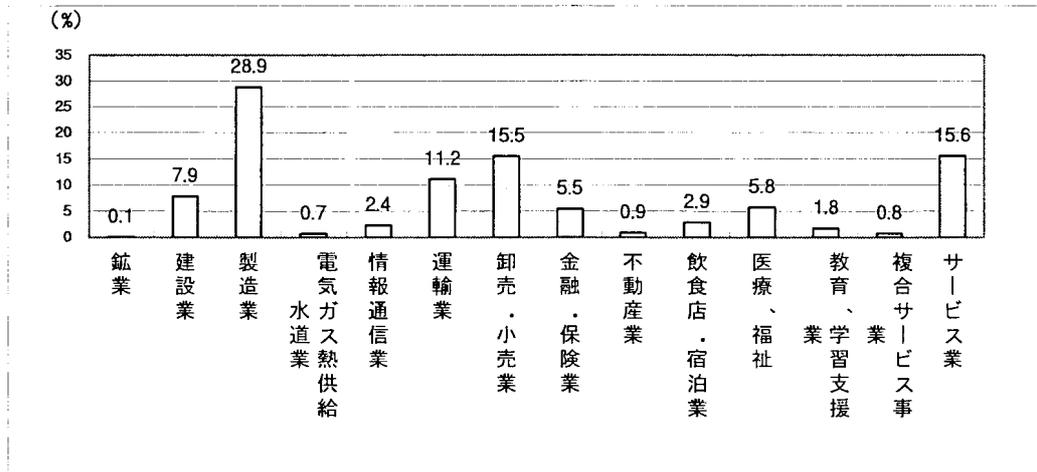
図2 障害の程度別身体障害者雇用状況



(3) 産業別

産業別の雇用状況をみると、製造業で28.9%と最も多く雇用されている。次いで、サービス業15.6%、卸売・小売業15.5%となっている。(図3)

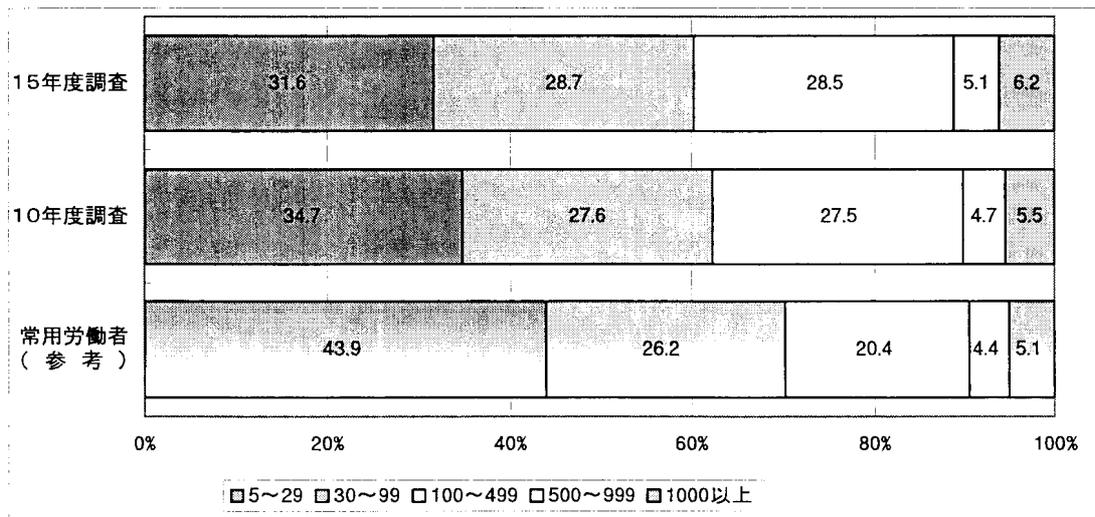
図3 産業別身体障害者雇用状況



(4) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5～29人規模で31.6%と最も多く、次いで、30～99人規模28.7%、100～499人規模28.5%の順となっている。常用労働者全体と比較すると、身体障害者の雇用は、5～29人規模で少なく、100～499人規模で多くなっている。(図4)

図4 事業所規模別身体障害者雇用状況



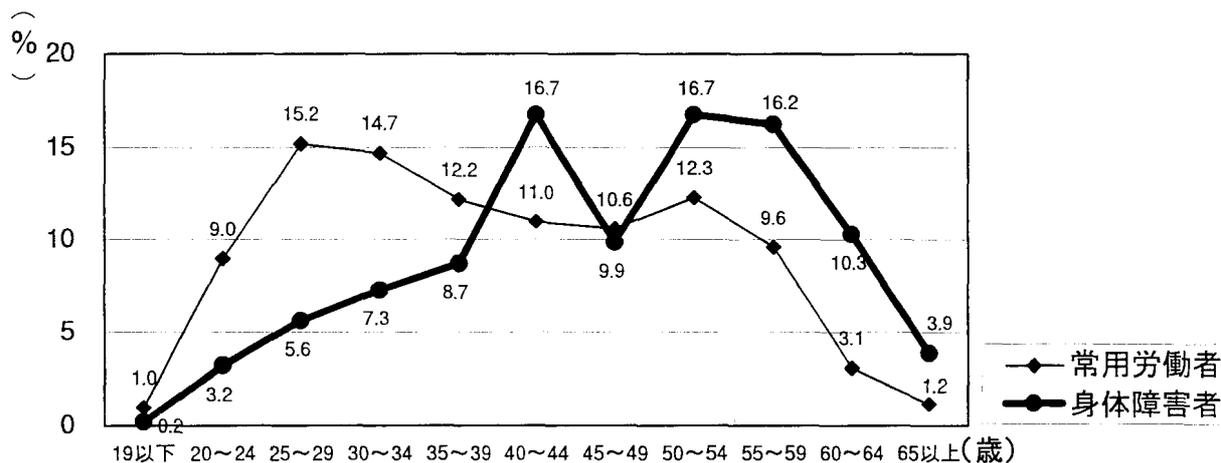
注) 常用労働者：平成15年11月毎月勤労統計調査 (大臣官房統計情報部)：以下同じ

(5) 年齢別

年齢別に身体障害者の雇用状況をみると、40～44歳層、50～54歳層が16.7%と最も割合が高くなっている。次いで、55～59歳層の16.2%となっている。

常用労働者と比較すると、身体障害者の雇用は、39歳以下の層で割合が低く、40歳以上の層で割合が高くなっている。(図5)

図5 年齢別身体障害者雇用状況

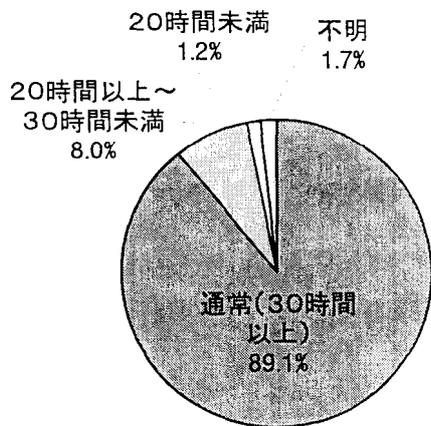


(6) 労働時間別

週所定労働時間別の雇用状況を見ると、通常(30時間以上)が89.1%と最も多く、次いで20時間以上30時間未満が8.0%となっている。(図6)

また、週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常(30時間以上)が15.4時間、次いで20時間以上30時間未満の者が9.2時間、20時間未満の者が6.4時間となっている。

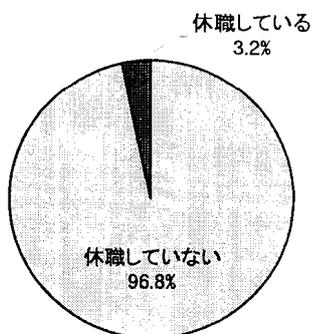
図6 週所定労働時間別身体障害者雇用状況



(7) 休職の状況

調査時点を含み概ね1ヶ月以上にわたり休職している身体障害者の割合は、3.2%となっている。(図7)

図7 調査時点を含み概ね1ヶ月以上の休職をしている身体障害者の割合



(8) 賃金状況

週所定労働時間別の月間賃金は、通常(30時間以上)の者が26万7千円、20時間以上30時間未満の者が11万8千円、20時間未満の者が6万1千円となっている。(図8)

図8 身体障害者所定労働時間別きまって支給する給与

